

**令和5年度  
尾道市立幼稚園入園のご案内**



**令和4年11月**

**尾道市教育委員会  
教育総務部庶務課**

## ～ も く じ ～

1	認定申請・認定区分	1
2	入園手続	
(1)	尾道市立幼稚園一覧	2
(2)	入園対象	2
(3)	入園申込方法	2
(4)	入園までの流れ	2
(5)	マイナンバーの記載と本人確認について	3
(6)	抽選	3
(7)	休園等に関する基準	3
3	利用にあたり必要な費用	
(1)	保育料	4
(2)	預かり保育料	4
(3)	給食費	4
(4)	その他の経費	4
4	提出書類	
(1)	全員に必要な書類	5
(2)	該当する場合に必要な書類	5
(3)	教育・保育給付認定の変更手続	5
5	保育の必要性の認定について(預かり保育料無償化希望者のみ)	6
6	支給認定の変更手続	8

# 1 認定申請・認定区分

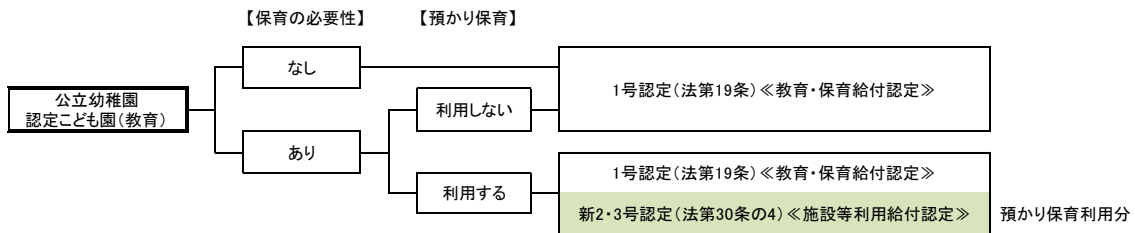
公立幼稚園を利用するには、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。また、預かり保育を利用する方で保育の必要性のある方は、「施設等利用給付認定」を受けることで預かり保育料が無料となります。

「教育・保育給付認定」は、公立幼稚園・認定こども園や保育所（園）を利用する際に支給される「子どものための教育・保育給付」を受けるための認定です。「施設等利用給付認定」は、幼児教育・保育の無償化により支給される「子育てのための施設等利用給付」を受けるための認定です。

認定区分	認定の種類	保育の必要性	対象となる主な施設
<b>1号認定</b>	教育・保育給付認定	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>公立幼稚園</b></li> <li>・ 認定こども園（教育認定）</li> </ul>
新1号認定	施設等利用給付認定		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私立幼稚園</li> </ul>
2号認定 3号認定	教育・保育給付認定	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所（園）</li> <li>・ 認定こども園（保育認定）</li> </ul>
<b>新2号認定</b> 新3号認定※	施設等利用給付認定		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>幼稚園等の預かり保育</b></li> <li>・ 認可外保育施設等</li> </ul>

※ 申請された認定区分にかかわらず、審査の結果、保育の必要性が認められない場合は、2号（新2号）認定・3号（新3号）認定ではなく、1号（新1号）認定となります。

※ 新3号認定については、満3歳児の市民税非課税世帯等で保育の必要性のある方が対象となります。



## 2 入園手続

### (1) 尾道市立幼稚園一覧

園名	定員	住所	電話	保育年齢			預かり 保育 (延長)	給食
				3 歳	4 歳	5 歳		
三成幼稚園	140	美ノ郷町三成 1034	0848-48-1633		○	○	○	○
木ノ庄東幼稚園	210	木ノ庄町木梨 696	0848-48-1161	○	○	○	○	○
高須幼稚園	140	高須町 3493	0848-46-3864		○	○	○	○
百島幼稚園	95	百島町 498	0848-73-2811	○	○	○	○	○
三幸幼稚園	35	向島町 12617	0848-44-0100 (三幸小)			○	○	○

※ 通園区域はありません。幼稚園への登園及び降園は、保護者又は家族が送迎してください。

### (2) 入園対象

幼児及び保護者の住所が尾道市にあり、次の期間に生まれた幼児

- 5歳児（1年保育児） 平成29年4月2日～平成30年4月1日
- 4歳児（2年保育児） 平成30年4月2日～平成31年4月1日
- 3歳児（3年保育児） 平成31年4月2日～令和2年4月1日

### (3) 入園申込方法

入園を希望する幼稚園で「入園願書（兼教育・保育給付認定申請書[1号認定]）」（以下「入園願書」という。）を受け取り、必要事項を記入の上、幼稚園に提出してください。なお、令和5年度4月入園に限り、三幸幼稚園への入園申込は、三幸小学校（☎0848-44-0100）で受付を行います（教育委員会庶務課でも受付を行います。）。

また、個人番号（以下「マイナンバー」という。）制度の開始に伴い、入園手続でマイナンバーの記載と本人確認が必要となりました。

- 受付期間：令和4年11月10日（木）～11月30日（水）※土・日・祝日を除く。
- 受付時間：8：30～16：30

### (4) 入園までの流れ ※4月入園の場合

- 入園申込、認定申請（11月）
- 申請書の受理及び審査（12月）
- 支給認定証、入園承諾通知書の交付（1月）
- 入園説明会、預かり保育料の無償化申請（2月）
- 入園（4月）

## (5) マイナンバーの記載と本人確認について

入園願書へマイナンバーの記載が必要となります。マイナンバーを記載した申請書等を提出する場合、なりすましなどの防止をするため、マイナンバーが正しい番号であることの確認（**番号確認**）と、番号の正しい持ち主であること（**身元確認**）を行いますので、次の書類を持参してください。

### ○番号確認書類

入園願書に記載した**保護者**の「マイナンバーカード」「通知カード」「マイナンバーが記載された住民票又は住民票記載事項証明書」のいずれか

### ○身元確認書類

**窓口に来られた方**の官公署が発行した**顔写真付き**の身分証明書（運転免許証、パスポート、住基カード、障害者手帳等）

**※顔写真付きの身分証明書がない場合は、保険証や年金手帳など官公署が発行した書類を2つ以上持参してください。**

**※窓口に来られた方が入園願書に記載した保護者の場合で、番号確認書類として「マイナンバーカード」を提示された方は必要ありません。**

注) 代理人が窓口に来られる場合は、**保護者の委任状も必要**となります。

## (6) 抽選

受付期間内の入園希望者が募集定員を超えた園は、在園児を除いた新規入園希望者を対象に、抽選を行う場合があります。ただし、隣接する小学校の通学区域内の幼児、兄・姉が同時に在園する幼児を優先します。抽選を行う場合は、別途通知します。

## (7) 休園等に関する基準

○1年保育幼稚園において、園児募集の受付期間終了時に、翌年度の園児数が5人未満となる場合は、その幼稚園を休園するものとします（特別な事情がある場合を除く。）。休園が3年間継続した場合は、幼稚園を閉園するものとします。

○複数年保育幼稚園において、年度の5月1日時点における園児数が10人未満となる状況が3年間継続した場合は、その幼稚園の翌年度以降の園児募集を停止することとします（特別な事情がある場合を除く。）。園児の募集を停止した幼稚園について、在園する園児が卒園等でいない状況になった場合は、閉園するものとします。

令和4年11/10

11/30

受付期間  
※入園希望者（0～4人）



令和5年度休園

### 3 利用にあたり必要な費用

#### (1) 保育料

令和元年10月から幼児教育の無償化が実施され、保育料は無料です。

#### (2) 預かり保育料

300円（1回あたり）

利用上限：1か月あたり原則10日まで

※ 幼稚園によって、10日を超えて利用できる条件が異なりますので、詳しくは、「預かり保育料の無償化にかかる手続について（ご案内）」を参照していただくか、幼稚園または教育委員会庶務課にお問い合わせください。

※ 共働き世帯など保育の必要性の認定（新2号認定）を受けた場合、預かり保育料は無償化されます。

#### (3) 給食費

220円程度（1食あたり）

※ 世帯の所得状況等によっては、副食費が免除となる場合があります。対象者には、お知らせします。

#### (4) その他の経費

育友会（PTA）費等の諸経費



## 4 提出書類

### (1) 全員に必要な書類（入園日に関わらず共通）

- ◎「入園願書（兼教育・保育給付認定申請書〔1号認定〕）」
- ◎コドモン同意書「個人情報の第三者提供に関する同意書」※次ページ参照

### (2) 該当する場合に必要な書類

次の①～⑧に該当する場合は、それぞれ必要書類を添付してください。

① 令和4年1月1日現在、尾道市に住民登録が無かった場合	令和4年1月1日に住民登録のあった市町村で発行された「令和4年度 市町村民税課税証明書」 ※所得が無かった父母についても提出が必要です。
② 単身赴任の関係などで、令和4年度に他の市町村で課税されている場合	該当の市町村で発行された「令和4年度 市町村民税課税証明書」
③ 令和4年1月1日現在、海外に在住していた場合	「令和3年分給与証明書【海外勤務者用】」 ※様式は幼稚園にあります。 ※会社独自の様式でも構いませんが、各種控除（社会保険料控除、生命保険料控除等）がある場合はそちらも記載してください。 ※書類が外国語で記載されている場合は、日本語訳したのも添付してください。
④生活保護を受けている場合	「被保護者証明証」の写し
⑤児童扶養手当を受給している場合	「児童扶養手当証書」の写し ※児童手当と間違えないようご注意ください。
⑥小・中学校の兄姉が就学援助費を受給している場合	「就学援助認定通知書」の写し ※申請時には令和4年度の通知書を添付してください。令和5年6月頃に交付される令和5年度の通知書の提出も必要です。
⑦世帯で障害者手帳等の交付及び特別児童扶養手当、障害基礎年金を受給している者がいる場合	「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の写し 「特別児童扶養手当」「障害基礎年金」の証書の写し
⑧ひとり親家庭の場合（⑤の場 合は除く。） ※元夫（妻）と同一住所の場 合は除く。	「ひとり親家庭等医療受給者証」「遺族年金証書」の写し 「戸籍謄本」又は「戸籍抄本」※離婚日記載のもの

上記①～③に該当する人のうち、令和5年度においても尾道市で市町村民税の課税がされていない場合は、課税された自治体の「令和5年度市町村民税課税証明書」等を7月頃に提出してください。

## ～コードモン「幼稚園・保護者間連絡システム」とは～

尾道市教育委員会ではスマートフォンを活用した幼稚園と家庭を結ぶ新たな連絡方法「幼稚園・保護者間連絡システム」を導入しています。

このシステムは、これまで電話で行っていた欠席や遅刻等の連絡を保護者の所有しているスマートフォンで行うことができます。また、幼稚園からの配布物も電子化し、スマートフォンで閲覧することができるようになります。(市内の公立小学校・公立中学校でも導入しています。)

については、システムの利用にあたり、「個人情報の第三者提供に関する同意書」の提出、アプリダウンロード及び登録が必要となります。

ダウンロード、登録の詳細は入園後ご案内いたします。

### 5 保育の必要性の認定について（預かり保育料無償化希望者のみ）

保護者が就労等（別表）で家庭での保育が困難な場合に、市が保育の必要性を認定します。証明書類は、保護者（父母）分が必要となります（ひとり親世帯は、父又は母）。同居する65歳未満の祖父母がいる場合は、祖父母の証明書類も必要です（提出がない場合は、保育ができるものとして審査します。）。なお、認定を希望する月の前月15日（15日が土日祝日の場合はその前日）までに申請を行ってください。

認定の有効期間中であっても、家庭での保育が可能となった場合には認定の取消しとなります。また、保育の必要性の認定事由の現況確認等のため、年に1回程度、保育を必要とすることを証明する書類の提出を求めます。

手続きについては、別途ご案内します。





## (別表)

## 保育を必要とする事由の一覧

	保育を必要とする事由	認定の有効期間	証明書類
1	就労（常に月64時間以上） ※休憩時間は含みません	最長就学前まで	就労証明書①
	育児休業中の在籍 園児の継続利用の 場合	育児休業終了月まで ※満1歳に達する前日 を限度として保護者の 希望する日が属する月 末まで	⑤復職証明書 ※復職後、2週間以 内に提出してください
2	病気・負傷・心身障害 保護者が病気やけが、または心身の障 害のため、児童の保育ができない場合	状況に応じる ※診断書等に期間の記 載がある場合、その期 間まで	②病気等・出産・就 学申立書
3	介護 保護者が常にその介護にあたってい るため、児童の保育ができない場合		③介護状況申立書
4	就学・職業訓練	学校等に在籍する期間	②病気等・出産・就 学申立書
5	家庭の災害 火災、自然災害等の被害を受け、復旧 の間、児童の保育ができない場合	災害の復旧が完了する までの期間	被（り）災証明書
6	出産の前後	出産（予定）日を起点に 原則産前2か月から産後 2か月（8週）を経過す る日の月末までの期間	②病気等・出産・就 学申立書
7	求職活動 継続的に行っている場合	児童の年齢により1～ 3か月を経過する月末 までの期間 ※期間延長なし 原則、年1回まで	④求職活動申立書

※ 上記3・4の事由の場合、常に月64時間以上従事していることが必要です（休憩時間は除く。）。

※ 家事、ボランティア活動、小遣い程度・金銭収入の無い仕事などの場合は、就労しているとは認められません。また、その収入が本人または支払者の収入申告等（確定申告書・市民税申告書・給与の源泉徴収等）で確認できるものに限りです。

※ ひとり親の場合は、上記の証明書類とひとり親家庭が分かる書類（戸籍謄本・児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療費受給者証等）を併せて提出してください。また、婚姻関係にない人であっても同居されている方（親族を除く。）がいる場合は、その方の保育を必要とする事由を証明する書類が必要です。

## 6 支給認定の変更手続

転居、退園など支給認定の内容が変更となる場合は、次の書類を幼稚園に提出してください。認定内容の変更は、**原則、事実発生日の翌月 1 日から**となります。認定内容が変更となる場合はすみやかに手続を行ってください。

変更内容		提出書類
住所	市内での転居	教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項等変更届）、支給認定証
	市外へ転出	【在園児】退園願、支給認定証 【申込児】入園願書取り下げ書、支給認定証
保護者の変更		教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項等変更届）、支給認定証
家族構成の変更		【離婚】教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項等変更届）、支給認定証、ひとり親家庭と分かる書類（戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し等） 【婚姻】教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項等変更届）、支給認定証、婚姻相手の収入資料 【その他】教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項等変更届）、支給認定証
その他の変更		幼稚園または教育委員会へお問い合わせください。

<問合せ先>

尾道市教育委員会庶務課

〒722-8501

尾道市久保一丁目15番1号

電話：0848-20-7238